

## 1 遠隔監視

番号	項目	質疑	回答
1	別記資料 1、10	防災センターの遠隔監視の体制として、機械警備会社の待機所を遠隔監視場所とすることは可能か。	機械警備会社の待機所も遠隔監視場所となり得るが、その場合は、本基準「10、遠隔監視場所において監視を行う場合の要件」に該当し、かつ、監視対象物の防災センターに関する業務のみを行う場合に限られる。一般的な機械警備の業態のように、火災代表信号を受信し監視対象物に駆け付ける方式は、遠隔監視としては認められない。
2	別記資料 1、10、(1)	公開時間又は従業時間外とは、どのような時間帯を指すのか。また、公開時間又は従業時間外の設定は、防火対象物ごとに行って差し支えないか。	前段、防火対象物の利用者が少数かつ限定的となる時間帯をいう。 後段、差し支えない。ただし、時間の設定は、管轄消防署と協議のうえ決定すること。
3	別記資料 1、10、(1)	オフィスビルにおける公開時間又は従業時間外はどのような時間設定が考えられるか。	来訪者が自由に出入りしない時間帯であり、例えば、正面玄関を閉鎖し、夜間通用口を使用する時間等が考えられる。
4	別記資料 1、10、(1)	共同住宅は、遠隔監視場所において監視を行う対象となるか。	共同住宅は、公開時間又は従業時間の概念がないため、常時遠隔監視の対象として差し支えない。ただし、監視対象物にスプリンクラー設備が設置されていること等、他の要件に適合する必要がある。
5	別記資料 1、10、(1)	ホテル、病院等の宿泊又は入院等を伴う施設は、遠隔監視場所において監視を行う対象となるか。また、ホテルを含む複合用途の防火対象物の場合、ホテル以外の部分を遠隔監視の対象とする	前段、ホテル、病院等の宿泊者が常時在館し、公開時間を切り替えることができない施設は、遠隔監視の対象とすることができない。

		ることができるか。	後段、原則として認められない。
6	別記資料 1、10、(1)	オフィスビルに飲食店や物品販売店舗が含まれている場合など、公開時間又は従業時間が異なる場合はどのように考えればよろしいか。	飲食店や物品販売店舗等が存する複合の防火対象物（ホテル、病院等の宿泊又は入院等を伴う施設を除く。）については、防火対象物の大部分が公開時間又は従業時間外となり、利用者が少数かつ限定的となる時間帯を防火対象物全体の公開時間又は従業時間外と設定して支障ない。
7	別記資料 1、10、(1)	公開時間又は従業時間内は、従前のおおりに防火対象物ごとに防災センター要員の人数を算定し、配置することによろしいか。	お見込みのおおりに。
8	別記資料 1、10、(1)	遠隔監視場所による監視を行う時間の長さに制限はあるか。また、公開時間外の方が長い場合、公開時間内も遠隔監視場所での監視を実施する運用は可能か。	前段、時間の長さに制限はない。 後段、公開時間又は従業時間内に遠隔監視場所による監視を行うことはできない。
9	別記資料 1、10、(1)	遠隔監視場所において監視等を行う場合、防災センター評価を申請する際は、公開時間又は従業時間内の監視体制と公開時間又は従業時間外の遠隔監視体制について、別々の評価を受けることになるのか。	遠隔監視場所において監視等を行う場合は、一つの評価の中で、公開時間又は従業時間内の監視体制と公開時間又は従業時間外の遠隔監視体制について、それぞれの内容を明確に区分して記載し、申請する必要がある。
10	別記資料 1、10、(3)	次に掲げる部分は、「スプリンクラー設備が設置されている」と取り扱ってよいか。 1 消防法施行規則第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（消防法施行規則第13条第3項第11号及び同第12号に掲げる部分を除く。） 2 消防法施行令第13条に規定する水	全て差し支えない。

		<p>噴霧消火設備等（移動式を除く。）が技術上の基準により設けられている部分</p> <p>3 消防法施行令第 29 条の 4 又は火災予防条例第 47 条に基づき、共同住宅用スプリンクラー設備が技術上の基準により設けられている部分</p> <p>4 消防法施行令第 12 条の技術上の基準の例によりスプリンクラー設備が自主設置されている部分</p>	
11	別記資料 1、10、(3)	<p>「スプリンクラー設備が設置されている」とあるが、消防法施行規則第 13 条第 2 項の区画によりスプリンクラー設備が設置されていない部分がある場合、遠隔監視場所による監視はできないと解するか。</p>	お見込みのとおり。
12	別記資料 1、10、(4)	<p>文字の大きさや色などの指定はあるか。また、表示はすべての防災センターの出入口に必要なか。</p>	<p>前段、指定はないが、表示内容が明確に確認できる必要がある。</p> <p>後段、主要な出入口に表示があればよい。</p>
13	別記資料 1、10、(6)	<p>遠隔監視場所については、位置、構造（防火区画、浸水対策等）の要件はないということによろしいか。</p>	<p>遠隔監視場所の位置、構造の要件は設けていないが、有効に遠隔監視を行える場所である必要がある。</p>
14	別記資料 1、10、(6)	<p>別記資料 1、10、(6)の 9 号部分について、「防災センター」を「遠隔監視場所」と読み替えることでよいのか。</p>	お見込みのとおり。
15	別記資料 1、10、(7)	<p>相互間で同時に通話することができる設備とは、WEB 会議システムや携帯電話等の活用でも差し支えないか。</p>	<p>遠隔監視場所と監視対象物の防災センター間において、有事の際に即時通話ができる必要があるため、原則としてインターホン、固定電話又は防災センター要員専用の携帯電話とすること。ただし、遠隔監視場所と監視対象物の防災センター間において、即時通話ができる WEB 会議システム等を用いる場合は認めて差し</p>

			支えない。
16	別記資料 1、10、(7)	同時に通話することができる設備は、各監視対象物の防災センター相互間を含めた同時通話(三者通話等)の機能は不要として差支えないか。	差し支えない。各監視対象物間での同時通話を求めているものではなく、遠隔監視場所と監視対象物で通話することができる設備があればよい。
17	別記資料 1、10、(8)	遠隔監視盤は、1台で複数の監視対象物の遠隔監視を行うことは可能か。	お見込みのとおり。
18	別記資料 1、10、(8)	「総合操作盤の設置方法を定める件(平成16年5月消防庁告示第8号)」第6、3、(1)に規定する「遠隔監視盤」として、第三者機関により基準への適合性が確認された認定品又は評定品等は存在するのか。また、遠隔監視盤として総合操作盤を使用する必要があるのか。	前段、現時点で、認定品又は評定品等は存在しない。「総合操作盤の基準を定める件(平成16年5月消防庁告示第7号。以下「消防庁告示第7号」という。)」第5及び第6に規定する表示、警報の機能を有し、かつ、別記資料1、10、(8)及び(9)に適合するものは、遠隔監視盤として認められるものである。 後段、遠隔監視盤として、総合操作盤を使用する必要はない。
19	別記資料 1、10、(8)、 ア	遠隔監視盤に求められる消防庁告示第7号別表第2の項目について、放送設備や誘導灯の項目は、一般的に総合操作盤のCRT画面に表示されず、遠隔監視盤に表示させることが困難である。当該項目については、総合操作盤(非常放送盤又は制御装置)の状態をカメラ等で常時撮影し、その映像を遠隔監視場所を確認できることで、当該方法を遠隔監視盤として取り扱うことが認められるか。	消防庁告示第7号別表第2の項目を明確に確認できる場合は認めて差し支えない。 なお、当該方法に用いられる機器は、別記資料1、10、(8)及び(9)に適合するものであること。
20	別記資料 1、10、(8)、 ア	遠隔監視盤には、消防庁告示第7号第7の操作機能は求められていないということによろしいか。	お見込みのとおり。
21	別記資料 1、10、(8)、	放送設備の遠隔監視盤は、消防法施行規則第25条の2に規定する遠隔操作	遠隔監視盤として求められるのは消防庁告示第7号別表第2

	ア	器と同等の機能を有する必要があるか。	の表示警報であり、遠隔操作器と同等の機能を有する必要はない。
22	別記資料 1、10、(8) 別記資料 1、10、(11)、 ア	監視対象物の防災センター要員を配置した場合は一部の要件が緩和されるが、監視対象物の防災センターの配置人数の大小による緩和に差はないのか。	配置人数の大小による緩和の差はない。
23	別記資料 1、10、(8) 別記資料 1、10、(11)、 ア	監視対象物の防災センターに1名以上の防災センター要員を配置する場合において、当該要員は、初動対応時に応援要員が到着するまでの間、防災センターに留まる必要があるのか。	初動対応時、防災センターに留まる必要はなく、応援要員を待たずに火災現場に駆け付けること。
24	別記資料 1、10、(8)、 ア	「1名以上の防災センター要員が配置されている場合」と「配置されていない場合」で遠隔監視盤に求められる表示・警報として消防用設備等に違いがある理由はなにか。	遠隔監視盤は、原則として総合操作盤と同様の表示・警報が必要である。ただし、監視対象物に1名以上の防災センター要員が配置されている場合は、当該防災センター要員により迅速な初動対応が可能であるため、一部項目を緩和している。
25	別記資料 1、10、(8)、 ア	遠隔監視場所による監視時に、監視対象物の防災要員が仮眠室で仮眠し、防災センターが無人となる場合、防災センターは無人扱いとなり、緩和要件は受けられないということによろしいか。	遠隔監視場所から、仮眠中の防災要員を呼び出すことができる措置が講じられている場合又は仮眠中の防災要員が火災の発生を覚知できる措置が講じられている場合は、防災センターを無人扱いとしないものとして差し支えない。
26	別記資料 1、10、(8)、 ウ	遠隔監視盤の耐久性は、総合操作盤等の製造メーカーによる任意基準でよろしいか。	お見込みのとおり。総合操作盤と同等の耐久性があればよい。
27	別記資料 1、10、(8)、 オ	予備電源又は非常電源については、各消防用設備等ではなく、遠隔監視盤に対して2時間以上作動できることが求められるということによろしいか。	お見込みのとおり。

28	別記資料 1、10、(8)、 オ	遠隔監視盤の予備電源として、UPS又はノートパソコンの内蔵バッテリーを用いることは可能か。	原則として、UPSを使用すること。
29	別記資料 1、10、(8)、 オ	回路分け等、他の設備の故障等の影響を受けないよう必要な措置が講じられている場合、UPSを他の設備と兼用して支障ないか。	支障ない。
30	別記資料 1、10、(8)、 キ	遠隔監視盤として、モバイル機器又はノートパソコンを用いることができるか。またその場合、定位置に設置することについては、セキュリティーケーブル等で容易に移動することが出来ない措置を講じることで差し支えないか。	前段、画面サイズが総合操作盤の防災CRTと同等の大きさのものであれば、モバイル機器又はノートパソコンを遠隔監視盤として使用して差し支えない。 後段、差し支えない。
31	別記資料 1、10、(8)、 キ	「転倒、信号ケーブルの切断等防止するための措置」とは具体的にどのような措置か。	機器の固定、配線ダクト内への収容又はケーブルの整理、固定等により、通常の使用状態において、人が容易に触れたり、外力が加わらないよう配慮される措置をいう。
32	別記資料 1、10、(9)	総合操作盤と遠隔監視盤との間の通信回線に使用される閉域網等とは、専用回線、広域イーサネット、VPN回線等で差し支えないか。	お見込みのとおり。
33	別記資料 1、10、(9)	総合操作盤と遠隔監視盤との間の通信回線及び通信に使用する機器は、耐火・防火性能に欠けると思われるが、仕様に基準はあるか。	通信回線及び通信に使用する機器の仕様基準は設けていないが、有効に通信が行われるよう配慮されたい。
34	別記資料 1、10、(9)	通信回線の速度・性能は規定されているか。また、消防検査では、どのように確認するのか。	前段、通信速度、性能等について仕様の規定はない。 後段、消防検査では、自衛消防活動に支障ない速度で表示、警報機能が作動できることを確認する。
35	別記資料 1、10、(9)、	予備電源を必要とする通信機器はどのような機器であるか。また、予備電源	前段、ルーターやモデムのような通信機器をいう。

	イ	として自家発電設備やUPSを使用することは差し支えないか。	後段、差し支えない。
36	別記資料 1、10、(10)、 イ、(イ)	防災センター内でブースターポンプ等の起動ができる旨の表示は、遠隔監視を行う場合のみ求められると解してよろしいか。また、表示は、インターホンの直近にポスター等で掲示することで差し支えないか。	前段、後段ともにお見込みのとおり。
37	別記資料 1、10、(10)、 イ、(イ)	防災センター内に設けるブースターポンプ等の起動装置は、総合操作盤の消防支援スイッチの画面操作で差し支えないか。また、起動装置は、防災センター要員だけではなく、消防隊員が操作することも想定しているか。	前段、差し支えない。 後段、お見込みのとおり。
38	別記資料 1、10、(10)、 ウ	非常用エレベーターキーをキーボックス等に入れて管理することは認められるか。また、認められる場合、ポスター等により位置を掲示することでよいか。	前段、わかりやすい位置とは、エレベーター制御盤や、自動火災報知設備の受信機の直近にキーを掛けておくことを想定しているが、キーボックス内(施錠不可)に保管することも認められる。 後段、お見込みのとおり。
39	別記資料 1、10、(10)、 エ	WEB会議システムやスマートフォンを使用することは認められるか。	遠隔監視場所での操作により起動し、映像確認ができる場合は、差し支えない。監視対象物側から何らかの操作を求める方式は認められない。
40	別記資料 1、10、(10)、 エ	カメラの映像は、防災センター内の全てを映す必要があるか。	消防隊活動スペースのほか、別記資料1、5、(1)、キに規定する火災受信盤及び防災表示盤(CRT画面等)の周辺において消防隊の活動状況を確認できることで足りる。
41	別記資料 1、10、(11)	遠隔監視を行う事業者は、必ずしも火災予防条例第61条の2の3第3項に定める東京消防庁認定通報事業者としての認定を取得する必要はないと解す	お見込みのとおり。ただし、努めて火災予防条例第61条の2の3第3項に定める東京消防庁認定通報事業者としての認定を取

		るか。	得するよう指導すること。
42	別記資料 1、10、(12)	遠隔監視場所から監視対象物への駆け付け手段について、自転車、バイク又は車の利用は認められるか。	別記2の現場駆け付け時の基本的固定値及び算出方法としての算定上は認められない。ただし、実際の火災時に使用することを妨げるものではない。
43	別記資料 1、10、(12)	遠隔監視場所から監視対象物へ駆けつける際、信号のある横断歩道又は歩道橋を渡らなければならない場合の時間算出方法はどうすべきか。	別記2の水平移動速度、階段昇降時間に加えて、信号の待ち時間については実測値を基に算定すること。
44	別記資料 1、10、(12)	火災時に駆け付けた応援要員は、在館している事業所の関係者を指揮し、協力を求めて自衛消防活動を行うことができるか。	遠隔監視を行う時間帯は公開時間又は従業員時間外であるため、応援要員を中心とした活動となるが、事業所の関係者が在館している場合は協力して自衛消防活動を行うことが望ましい。
45	別記資料 1、10、(13)、イ	遠隔操作器とは、消防法施行規則第25条の2に規定するものを指すのか。また、その場合、遠隔監視場所で遠隔操作器を操作して避難誘導を行うことによるのか。	前段、後段ともにお見込みのとおり。 なお、監視対象物の増幅器等と遠隔操作器は、有線で接続すること。
46	別記資料 1、10、(13)、イ	遠隔監視場所の勤務員に求められる対応行動は、別表4において、別表1の対応行動を行うこととされているため、「放送設備（感知器発報放送）の起動確認」と「放送設備（火災放送）の起動確認」を指しており、遠隔操作器の操作による避難誘導は求められないと解されるが、いかがか。	10、(13)、イは、11、(1)、ア、(カ)で防災要員に必要な対応行動として求められる「情報伝達及び避難等」の対応が遅延しないよう、遠隔監視場所において、放送設備の遠隔操作器により、手動起動及びマイクロホン放送を用いた避難誘導を行うことができる体制を求めている。
47	別記資料 1、10、(13)、ウ	大規模防火対象物等で、全館一斉鳴動へ移行する時間を10分としている防火対象物においても、早期の避難誘導体制として(13)、ウを選択した場合は、6分以内に全館鳴動させる必要があるのか。また、6分以内であれば認められる	前段、お見込みのとおり。 後段、10、(13)は監視対象物で火災が発生した場合に、早期に避難誘導を実施できる体制を求めている。ウは自動的に全館鳴動に移行することで早期の避難誘導を

		理由を伺いたい。	実施できる体制としている。これは、スプリンクラー設備による対応が困難となった場合、早期に避難誘導が必要であるため、スプリンクラー設備未設置の場合の限界時間と同等の6分としている。
48	別記資料 1、10、(13)、 ウ	大規模ビルでブロック鳴動を採用している監視対象物は、全館一斉鳴動をブロック鳴動に読み替えることは可能か。	原則として6分以内に全館一斉鳴動とする必要がある。ただし、複数棟が接続されている場合などは個別に相談されたい。
49	別記資料 1、10、(13)、 ウ	監視対象物内の防災センターで監視している時間と、遠隔監視の時間とで感知器発報放送から全館一斉鳴動による火災放送に切り替わる時間を切り替える運用は可能か。	可能である。
50	別記資料 1、10、(14)	最低1名の防災要員の配置を求めている理由は何か。また、最低1名の防災要員が配置された場合、正常に機能しない遠隔監視場所にいる防災要員の役割は何か。	前段、遠隔監視場所の機能が不能となった場合、各監視対象物の防災センターで監視を行う必要があるため、応急的な対応として、各監視対象物に最低1人は配置できる人員を要件としている。 後段、遠隔監視場所では、各監視対象物に配置された防災要員と連絡をとり、全体の統制や管理を行う。
51	別記資料 1、10、(15)	複数棟監視の体制の場合、震災等による複数棟の同時火災を想定した計画を策定する必要はないか。	遠隔監視の要件として、防災センター管理計画で複数棟の同時火災を想定した計画を策定する必要はない。
52	別記資料 1、10、(15)	遠隔監視場所又は各監視対象物の所有者が異なる場合でも、複数棟監視を行うことは可能か。	可能である。複数棟監視の要件として所有者を制限するものではないが、管理会社を統一する等、一元的に管理する体制は必要である。
53	別記資料 1、10、(15)	一の遠隔監視場所において、監視等を行える監視対象物の数に制限はある	監視対象物の数に制限は設けていない。ただし、限界時間内(9

		か。	分+ $\alpha$ 以内)で対応行動を完了することが必要であることを念のため申し添える。
54	別記資料 1、10、(15)、 ア	一の監視対象物に対し、複数の遠隔監視場所を設けることはできるか。	遠隔監視場所において監視等を行う場合(複数棟監視を含む。)は、一の遠隔監視場所で行うこと。よって、認められない。
55	別記資料 1、10、(15)、 ア	遠隔監視場所を防災センター内に設けることは差し支えないか。また、防災センター以外の場所に設けることは差し支えないか。	前段、後段ともに差し支えない。
56	別記資料 1、10、(15)、 ウ	監視対象物の防災センターに1名以上配置させる場合でも、遠隔監視場所で遠隔監視員が火災対応を行う必要があるか。	遠隔監視員は早期の情報収集、指揮統制を行うため必要である。 なお、監視対象物に1名以上の防災要員を配置させる場合、当該防災要員は火災発生時に火災現場駆付け員として対応行動を行うこと。
57	別記資料 1、10、(15)、 エ	複数棟監視の場合において、システム等活用行動評価により、遠隔監視場所及び各監視対象物の防災センターに配置する防災要員数の合計が、エに規定する棟数を下回ることは認められるか。	遠隔監視場所とシステム等活用行動を組み合わせることは可能であるが、10、(15)、エの要件を満たす必要があるため、遠隔監視場所及び各監視対象物の防災センターに配置する防災要員数の合計が棟数を下回ることは認められない。
58	別記資料 1、10、(15)、 エ	(15)、エで算定された防災要員の人数は、複数棟監視を行う場合の全体の防災要員の人数の制限であり、各監視対象物の防災センターに常時1名以上を配置することを求めているものではないと解するか。	お見込みのとおり。
59	別記資料 1、10、(15)、 カ	遠隔監視場所から応援要員が駆け付ける際、監視対象物の防災センターは、一時的に無人になることは支障ないか。	支障ない。

60	別記資料 1、10、(15)、 カ	遠隔監視場所の運用に変更が生じた場合、監視しているすべての防火対象物の防災センター管理計画を見直すことでよろしいか。	お見込みのとおり。
61	別記資料 1、6、(2)	消防用設備等としての遠隔監視盤の維持管理義務は、監視対象物の関係者となるか。	お見込みのとおり。
62	別記資料 1、6、(2)	遠隔監視盤の点検の頻度や報告義務については、総合操作盤の扱いを準拠することよろしいか。	お見込みのとおり。
63	別記資料 1、6、(2)	遠隔監視盤の点検については、監視対象物の消防用設備等の点検に合わせて実施することが望ましいのか。	お見込みのとおり。
64	別記資料 1、6、(2)	総合操作盤、監視盤及び遠隔監視盤の点検及び整備を行う消防設備士等とは、具体的にどの資格を指すのか。	消防設備士又は消防設備点検資格者を指す。 なお、第4類の消防設備士又は第2種消防設備点検資格者が中心になって点検を行うことが望ましい。
65	別記資料 1、別記1	別記1において、遠隔監視の場合の限界時間は9分とされているが、表下に記載されている「注）1から5」は適用してよいか。	差し支えない。
66	その他	遠隔監視場所には、火災予防条例第55条の2の3に規定する防災センター要員（防災センター要員講習修了証及び自衛消防技術認定証を有する者）を配置する必要があるか。	お見込みのとおり。遠隔監視場所は防災センターと同様に火災予防条例第55条の2の3に基づき防災センター要員を配置する必要がある。
67	その他	遠隔監視員及び応援要員は、監視対象物の自衛消防活動中核要員、防火管理技能者又は自衛消防組織の告示班長になり得るか。	監視対象物は当該遠隔監視員等の正規の勤務場所ではないため、監視対象物の自衛消防活動中核要員又は自衛消防組織の告示班長になることはできない。 防火管理技能者については、原則として監視対象物の防火管理技能者に選任することはできな

			いが、要件を満足する場合は選任特例が認められる場合がある。
68	その他	遠隔監視場所において監視を行う場合においても、予防事務審査検査基準第4章第2節第14「火災通報装置」、9、(2)、ウにより、当該防災センター等には24時間体制で複数の勤務員が確保されているものとして特例を適用してよいか。	差し支えない。

## 2 システム等活用行動

番号	項目	質疑	回答
1	別記資料1、11、(3)、イ、(ウ)	システム等活用行動は、別記資料1、2、(1)のいずれの集中管理の形態においても用いることができるか。	お見込みのとおり。
2	別記資料1、11、(3)、イ、(ウ)	システム等活用行動により代替する場合、遠隔監視のように公開時間又は従業時間外に限られるなど、時間的な制限はないか。	時間的な制限はない。
3	別記資料1、11、(3)、イ、(ウ)	防災センターに必要とされる広さ(40㎡)に含まれる消防隊活動スペース(概ね12㎡)について、システムの活用(大型モニターでの情報提供や遠隔連携など)により、物理的なスペースの縮小や、別室(共用会議室等)での代替を認められるか。	システム等活用行動は、防災要員の対応行動の代替を認めるものであり、防災センターの位置、構造の基準を緩和するものではない。
4	別記資料1、11、(3)、イ、(ウ)	システム等活用行動により、防災要員が警備業務として行っている巡回業務や確認業務を代替又は省略することはできるか。	システム等活用行動は、別記2の対応行動項目を代替するものであるため、巡回業務や確認業務を判断するものではない。
5	別記資料1、11、(3)、イ、(ウ)	火災発生時に遠隔監視場所からの応援を待ってから火点に駆け付けると遅れるので、通信機器やICTを活用して分散行動をしたいが、この行為はシステム等活用行動として審査さ	監視対象物の火災現場駆け付け員は応援要員を待たずに活動を開始するものである。この場合に、応援要員と火災現場駆け付け員の連絡体制に通信機器やICT

		れるものと考えてよろしいか。	を活用することはシステム等活用行動には該当しない。ただし、別記2の対応行動項目等のいずれかを通信機器やICTを活用して代替することは、システム等活用行動に該当する。
6	別記資料1、11、(3)、イ、(ウ)	システム等活動行動は、通信機器等の機械設備または情報通信技術等に限られるのか。また、火点への移動方法を徒歩から自転車にシステム等活用行動として置き換えることができるか。	前段、システム等活用行動は、通信機器等の機械設備または情報通信技術等に限るものではない。 後段、火点へ移動する方法についてもシステム等活用行動の対象となる。ただし、水平移動に自転車を用いる方法については、通常の防災センター評価の範囲で取り扱われた事例もあることから、個別に相談されたい。
7	別記資料1、11、(3)、イ、(ウ)	防火対象物内に、劇場やホールなど対応行動を完了するのに突出して時間を要する用途がある場合など、その部分に対してのみ有効となるシステム等を活用することは認められるのか。	認められる。
8	別記資料1、11、(3)、イ、(ウ)	今回の改正では、別記2の現場駆付け時の基本的固定値及び算出方法について変更はないのか。	別記2の内容に変更はない。
9	別記資料1、11、(3)、イ、(ウ)、b	「第三者機関」は、具体的にどの機関か。	システム等活用行動評価は、一般社団法人東京防災設備保守協会により実施が開始される予定である。今後、新たにシステム等活用行動評価を行うこととなる第三者機関が設けられた場合は、改めて周知する。
10	別記資料1、別記4、1、(2)	システム等を活用した場合とシステムを活用しない場合の2通りの対応行動が必要ということか。	システム等活用行動が機能しない場合として、その他の手段を定めておく必要がある。その他の

			<p>手段の例として、基本予測方法による対応行動が考えられる。</p> <p>なお、その他の手段については、別記2による時間算定を行う必要はない。</p>
11	別記資料1、 別記4、1、 (2)	システム等活用行動及びその他の手段については、火災予防条例第56条の2第3項に基づく検査等で確認するのか。	消防検査では対応行動の確認を行わない。
12	別記資料1、 別記4、2、 (2)	システム等活用行動に用いる機器のバックアップの電源容量に基準はあるか。	基準はないが、限界時間以上で余裕を持った容量を確保されたい。
13	別記資料1、 別記4、2、 (3)	システム等活用行動に用いる機器のうち、防災センター内で表示等の確認を要するものについて、当該機器の設置位置に指定はあるか。	指定はない。ただし、機器の設置位置は、有効性を検討するうえで、システム等活用行動評価の審査の対象となる場合がある。
14	別記資料1、 別記4、2、 (3)	監視カメラ、セキュリティセンサーの配線を耐火配線とし、HUB等を耐火盤に入れる等の対策を行う必要があるか。	システム等活用行動は一律に配線や機器等の耐火措置を講じることを求めるものではない。使用機器の目的や設置位置、火災進展のどの段階まで機能することを求めるかによって必要な耐火措置を考慮されたい。
15	別記資料1、 別記4、2、 (4)	「フェイルセーフ設計であること」とは、システム等活用行動に用いる機器の使用不能時に、別の機器の設置や人による代替行動の実施までを求めものではないと解してよいか。	お見込みのとおり。当該項目は、機器自体のフェイルセーフ設計（故障時に安全側に動作すること）を求めているものであり、例として電気錠が停電時に開の状態に停止すること等を指す。
16	別記資料1、 別記4、3、 (2)	3年ごとに1回以上のシステム等活用行動の実働による検証は、代替したシステム部分に対する検証のみを行うことでよいか。	代替した部分のみではなく、システム等活用行動を含む一連の対応行動を実施すること。
17	別記資料1、 別記4、3、 (2)	実証訓練の検証は、管轄消防署の立ち会いのもと行う必要があるか。	管轄消防署の立ち会いは必要としない。

18	別記資料 1、 別記 4、3、 (2)	システム等活用行動の有効性を確認するための検証の結果は消防署へ報告する必要があるか。また、3年毎とは、年度単位で支障ないか。	前段、検証後の消防署への報告は必要ない。防火対象物の関係者側で保管すること。 後段、支障ない。
19	別記資料 1、 別記 4、3、 (2)	システム等活用行動の有効性を確認するための検証は、導入後3年以内に初回の検証を実施すればよいのか。	導入後、可能な限り早期に初回の検証を実施すること。
20	別記資料 1、 別記 4、3、 (2)	システム等活用行動の有効性を確認するための検証は、自衛消防訓練に該当するか。また該当する場合、自衛消防訓練通知書等による消防署への事前通報は必要か。	前段、後段ともにお見込みのとおり。
21	改正概要（スライド資料）	システム等活用行動の代替対象となる対応行動は、防火区画の形成及び避難状況の確認以外にもあるのか。	システム等活用行動の対象となる対応行動は、別記 2 に示す対応行動項目等の全てである。改正概要で示したセキュリティセンサーは申請が予想されるものの一例である。申請者が提案するその他の方法による対応行動が申請されることも想定している。
22	改正概要（スライド資料）	改正概要の資料にはシステム等活用行動の申請が想定される例として防火区画の形成及び避難状況の確認に関しセンサー等の活用による事例が明示されているが、これは在室なしを前提としており、在室ありの場合の対応は審査では求められないか。	当該内容については、火災予防審議会において申請が予想される一例として検討されたものであり、個別の申請に係る実際の評価の内容を示すものではない。実際の評価にあたっては、申請内容に応じて在館者の有無、避難状況の確認方法等を含め総合的に評価されるものである。
23	その他	新築防火対象物において、システム等活用行動評価が防災センター評価より遅れる場合、集中管理計画届はどのように届け出るべきか。また、システム等活用行動を取得し、集中管理計画届を届け出るまでの間、防災要員の配置人数はどのように考えるべきか。	前段、防災センター評価に基づく集中管理計画届を先行して届出し、その後、システム等活用行動評価の取得に併せて、当該評価書を添付した集中管理計画届を改めて届け出る必要がある。 後段、システム等活用行動に基

			づく集中管理計画届の届出がされるまでの間は、防災センター評価に基づき必要とされる人数の防災要員を確保して運用するものとし、当該届出がなされた時点で初めて、防災要員数の合理化を行うことができる。
24	その他	「システム等活用行動評価」の具体的な基準、具体例を示したガイドライン又は指針などは今後示される予定はあるか。	システム等活用行動の要件は将来登場し得る多様な技術を想定しているため、性質上、具体的な数値基準を設けず包括的な規定としている。そのため、今後も具体的な基準等を示す予定はないが、認められた事例については公表を検討する。